

議員提出議案の提案説明

平成23年第3回定例会

ただいま議題となりました議員提出議案第5号につきまして、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第5号 議会の議決すべき事件に関する条例中改正については、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行に伴い、議会の議決すべき事件の一部を改めるとともに、所要の条文整備を行うものであります。

皆様御存じのとおり、平成23年8月1日施行の地方自治法の一部を改正する法律において、従前の地方自治法に定められておりました市町村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定義務が撤廃されました。

これに伴い、平成9年3月25日に本市議会において可決決定した横須賀市基本構想は、法定計画ではなくなり、議決すべき事件の対象外となりました。

同基本構想は、本市のまちづくりの基本的方向を定める最上位計画であることから、今後もその策定又は改廃については、当然のこ

とながら、行政が責任を持って対応していくべきものであります。

また、議会も二元代表制の一翼を担う存在として、同基本構想の策定又は改廃について、引き続き議会の議決すべき事件とし、責任を持って対応していくことが責務であると考えます。

議員の皆様におかれましては、以上の趣旨を御理解の上、本提出議案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。